

# 製品についての注意事項 ①

安全にご使用いただくために

(品質・保守・メンテナンス)

- ① 煙突の設置は建築基準法、消防法、設置する地域の火災予防法令に基づいて安全に取付作業を行う様にして下さい。
- ② 煙突内部は、年1回の定期的な掃除や保守点検を行い、煤・タールなどを取除いて下さい。放置し続けると煙道火災を引き起こす危険性があります。
- ③ 春・夏シーズン後 暫く使用しなかった場合、煙道内に異物混入、煙突や繋ぎ目、支持金具などに破損やキズ、歪みなどが無いか総合的に点検を行ってから試運転をして下さい。
- ④ 地震、台風、落雷、大雨、強風などによる自然災害の影響を受けた場合、直ちに使用をやめ総合的に点検を行って下さい。
- ⑤ 煙突内部、外部に凹みや歪み、その他破損がみられる場合は直ちに使用を中止しメンテナンスを行って下さい。
- ⑥ 分解や解体、改造、\* 他社製品との組合せについてはお控え下さい。  
また、暖炉ストーブ用途以外でのご使用はお控え下さい。(\* 6インチトップを除く)
- ⑦ 一般社団法人 日本暖炉ストーブ協会認定技術者試験を合格した者で工事経験年数及び施工件数が少ない者は、ベテラン施工者の監督下の基で施工を行って下さい。
- ⑧ 弊社の商品の品質保証は、商品到着後 1 年間です。

## 製品についての注意事項 ②

(施工・構造・安全対策)

- ① 煙突の差込む方向は、全て逆差し方向を基本とします。詳細は別紙（基本差込図）を参照。
- ② ストープの性能・容量に適したサイズの煙突を使用して下さい。
- ③ 煙突の高さはストーブ口元から4m以上、横引きは1m以内の長さにして下さい。
- ④ 煙突トップは、屋根面から90cm以上の高さに設置して下さい。また、水平距離で半径3m以内に建築物がある場合は、建築物の高さより60cm以上高くしなければならない。下記（煙突・屋根との高さ関係図）を参照。
- ⑤ 屋内用のシングル煙突は、煙突から熱を受ける壁面、天井等をメガネ石などの不燃材、断熱材で覆い熱を伝わらない様にする。また、可燃性の壁や物がある場合460mm以上離すこととする。
- ⑥ 屋内外用の断熱二重煙突は、煙突から熱を受ける壁面、天井等をメガネ石などの不燃材、断熱材で覆い熱を伝わらない様にする。また、可燃性の壁や物がある場合150mm以上離すこととする。
- ⑦ 煙突は、90mm以上差込まれビス等で固定されていることとする。離脱せず煙が漏れないこと。
- ⑧ 天井裏、床裏等に煙道がある場合、周囲を点検できる空間を設けること。また、断熱二重煙突を使用し防火対策を設ける。

(煙突・屋根との高さ関係図)

